

寒川町未熟児養育医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第32号

寒川町未熟児養育医療に関する規則の一部を改正する規則

寒川町未熟児養育医療に関する規則(平成25年寒川町規則第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「年度」の次に「(その日の属する月が4月から6月までの月である場合にあっては、前年度。次号において同じ。)」を加え、同項第3号中「前年」の次に「(その日の属する月が1月から6月までの月である場合にあっては、前々年。次号において同じ。)」を加える。

別表中「第8条関係」を「第5条関係」に改め、同表B階層の項中「現年度分」の次に「(第2条第1項に規定する申請の日の属する月が4月から6月までの月である場合にあっては、前年度分。以下同じ。)」を加え、同表C階層の部中「前年分」の次に「(第2条第1項に規定する申請の日の属する月が1月から6月までの月である場合にあっては、前々年分。以下同じ。)」を加え、同表備考1中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改め、同表備考2第2号中「第3項」を「第6項、第41条第25項」に、「第4項及び第5項」を「第5項及び第6項」に、「第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項」を「第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項」に、同備考第3号中「第12条」の次に「、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項、第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項」を加え、同表備考8中「1円未満」を「10円未満」に改め、別表備考に次のように加える。

- 10 次のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年(1月から6月ま

での間に利用する場合においては、前々年。以下同じ。)の所得(地方税法第313条第1項に規定する所得の合計額をいう。以下同じ。)が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱うものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額(以下「基礎控除額」という。)以下である子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。)に限る。)を有するもの(次号に掲げる者を除く。)

(2) 前号に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子に限る。)を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

11 備考10の規定により、寡婦又は寡夫とみなした者のうち市町村民税非課税として取り扱うもの以外の者に係る備考1の規定による所得割の額を計算する場合は総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、備考10第1号又は第3号に該当する場合にあっては26万円を、備考10第2号に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、所得税を計算する場合は総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、備考10第1号又は第3号に該当する場合にあっては27万円を、備考10第2号に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。